

令和6年9月30日

陳 情 文 書 表

防 災 警 察 常 任 委 員 会

| | | | |
|--|------------------------------|-------|-----------|
| 陳情番号 | 43 | 付議年月日 | 6 . 9 . 9 |
| 件名 | 平塚警察署、及び県警本部の組織的不正、隠ぺいに関する陳情 | | |
| 付議委員会 | 陳 情 者 | | |
| 防災警察常任委員会 | 平塚市見附町12の6 須藤 信 男 | | |
| <p>1、陳情の要旨、 平塚警察、県警本部長が不正、隠ぺいしている事を公安委員会が厳正に調査する事を求める。</p> <p>2、陳情の理由、 平塚署、県警本部に犯罪を報告したのに隠ぺいしているこの事は事実である。不正を見逃すわけにいかない。</p> | | | |

| | | | |
|---|-------------------------------|-------|--------|
| 陳情番号 | 47 | 付議年月日 | 6.9.17 |
| 件名 | 不動産侵奪罪の時効の起算点の見解を明確にする事を求める陳情 | | |
| 付議委員会 | 陳情者 | | |
| 防災警察常任委員会 | 藤沢市川名1-5-18 澤内修三 | | |
| <p>要旨</p> <p>神奈川県警察が不動産侵奪罪の時効の起算点の見解を明確にする事を求める。</p> <p>陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 私の伯父は、藤沢市川名の120坪の遺産土地を遺し、昭和35年に死亡していました。子が無く妻のみがいて、遺産相続がされず、現在に至っているが、伯父死亡の際には、下宿人がいて、その後、昭和36年に妻が、養子としました。 その養子が、昭和44年に遺産土地「相続人共有地」の更地部分に、第1アパートを新築しました。しかし、養子は、伯父の相続人ではなく他人でありました。 伯父の妻は、昭和48年死亡し、その養子が、数次相続により、伯父の相続分の3分の2の権利を継承しました。 昭和51年に、伯父の遺産建物を、その養子が、勝手に取り壊し、その跡に第2アパートを無断で新築していました。 平成19年に、その養子は、第1アパート・第2アパートを取り壊していた。第1アパートは、建物登記していましたが、遺産建物は、その養子が壊した為、滅失登記せず、遺産建物は、生きている為、その後の建物は、二重登記となり、第2アパートは、二重登記となる。 平成20年に、その養子と妻は、共同住宅鉄骨造3階建ブランシェ湘南を平成20年3月11日新築していて、現在に至っている。法律家は、「不法占拠」と言う。 その養子は、令和2年12月28日死亡し、伯父の遺産土地の名義変更がされていない事が発覚した。その後、陳情者は、申立人澤内修三となり相続人79名、横浜家庭裁判所にて、遺産分割調停申立事件とし、審判となっている。 平成20年3月11日に、遺産土地「相続人共有地」に無断にて建設「不法占拠」した、3階建ブランシェ湘南は、「不動産侵奪罪となるか、時効となるかが問題」としている。 県警本部の告訴センターは、不動産侵奪の起算点は建物新築から、7年で時効となると解釈している。 藤沢警察署は、不動産侵奪の見解が不明確となっている。 横浜地方検察庁特別刑事部は、不動産侵奪について、県民は、告訴状を4回提出したが、受理されず、「弁護士等に相談されることをご検討願います」として、告訴状は戻されている。 <p>以上の理由から、神奈川県警察が不動産侵奪罪の時効の起算点の見解を明確にする事を求める。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | | | |